

橋本市お試し暮らし応援補助金（空き家賃貸）

橋本市でのお試し暮らしや移住に際し、わかやま空き家バンク、又は橋本市空家バンクに登録されている物件を賃貸する場合に補助金を交付します。この機会にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。



補助金名称	補助金額
お試し暮らし応援補助金 （空き家賃貸）	最大：16万円 【家賃の1/2（上限4万円）×3ヶ月＋仲介手数料の1/2（上限4万円）】 ※最初に家賃の月額的全額を支払った月から3ヶ月間 ※宅地建物取引業者の仲介で成約した際の仲介手数料が対象

※橋本市移住相談窓口事前に相談して下さい。(0736-33-6106)

◆補助対象要件

- わかやま空き家バンク、又は橋本市空家バンクに登録されている物件であること
 - 世帯員の一人がわかやま空き家バンク、又は橋本市空家バンクの情報利用者登録等の閲覧申請を行っていること
 - 賃貸借契約等を締結した者で、契約締結日において満20歳以上であること
 - 令和2年4月1日から令和6年3月31日で賃貸借契約等を締結していること
 - 入居者全員が賃貸借契約日の直近の2年間に於いて、本市に住民登録がないこと
 - 入居者全員が市税等の滞納がないこと（満20歳以上）
 - 入居者全員が過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと
 - 次のア又はイのいずれかに該当すること
- ア) 移住コンシェルジュが主催し、又は参加するイベント等への参加を経て、お試し暮らしに至ったこと
- イ) 移住・定住に関する市の情報発信に係る取材に協力すること

◆申請方法・期間

- 家賃の補助対象となる入居期間終了後に申請できます。(例：5～7月分が補助対象の場合は8月以降申請)
 - 最初の賃貸借契約の日から1年以内に申請して下さい。
 - 申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請して下さい。(郵送による受付は行いません。)
 - 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで(土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分)
- ※申請時には、印鑑をお持ちください。

【添付書類】

添付書類	備考
賃貸借契約書等の写し	契約日、契約期間、物件の所在地、家賃の金額が分かる書類
入居者全員の住民票の写し等	直近2年間の住所がわかるもの ※異動がある場合は、除票等が必要
入居者全員の市税完納証明書等	滞納がないとわかる証明書(満20歳以上) ※課税がなければ非課税証明
家賃・仲介手数料の領収書の写し	家賃、仲介手数料の支払いが分かる書類

※住民票及び完納証明書等はお住まいの市町村役場又は、課税市町村役場等で取得して下さい。

※住民票、入居者全員の市税完納証明書等はいずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピーは不可とします。

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口(橋本市経済推進部シティセールス推進課シティプロモーション係内)
電話：0736-33-6106(直通) 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

